

南九州市景観計画（概要版）

「南九州市景観計画」は、本市の景観づくりに関する基本的な方向性や考え方、景観誘導のルール、取組等を示すことにより、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進し、本市の良好な景観を保全、育成、活用することで、地域への誇りや愛着の醸成、生活環境の向上、まちの魅力や活力の創出に繋げることを目的に策定します。

令和4年4月 南九州市

（景観計画の内容）

- ①届出制度……………一定規模以上の行為に対し、景観が守られるよう協議します
- ②景観形成基準……………建築物のデザインなど、景観づくりのための具体的な基準です
- ③景観形成重点地区等……より景観に配慮したまちづくりを推進します
- ④景観重要路線等……………観光資源になりうる重要な道路等を守るための指定制度です
- ⑤景観重要建造物等……………地域の重要な景観資源を守るための指定制度です
- ⑥助成制度……………市民による、地域の景観まちづくりを費用面で支援します

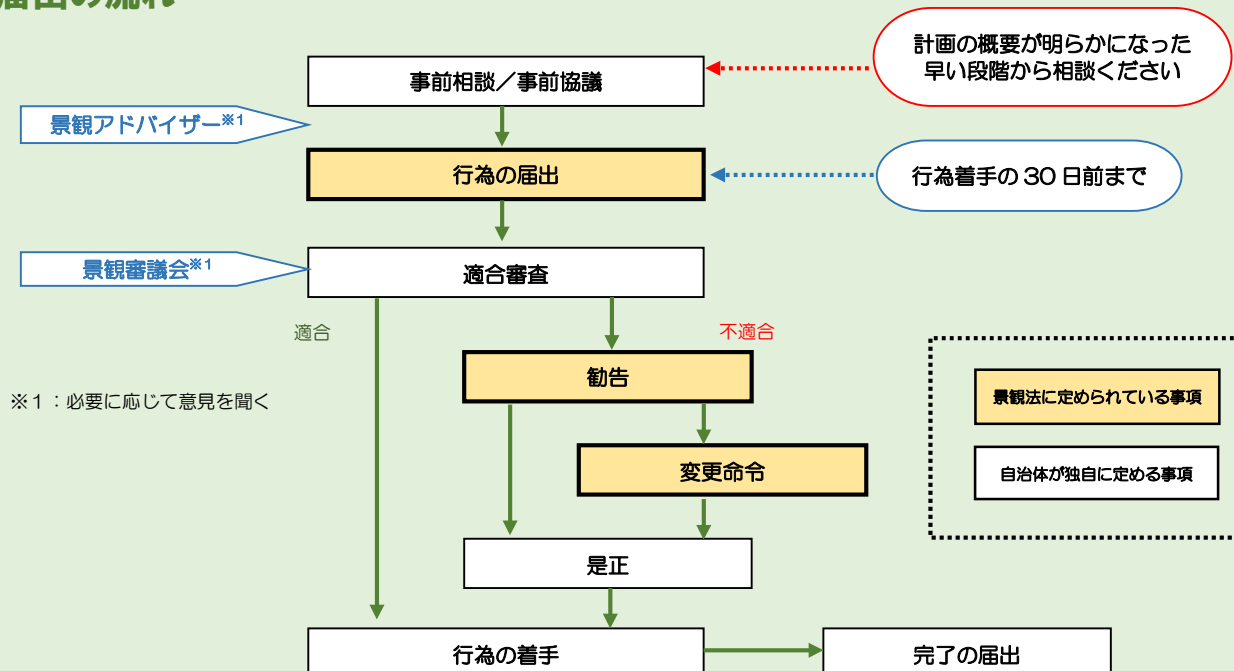
①届出制度

規模の大きい建築物・工作物等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、景観計画区域内（南九州市全域）において、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為等は届出を必要とし、規制・誘導を行います。

■届出対象行為

分類	行為の種類	規模・要件	
建築物	新築，増築，改築又は移転	・延べ床面積が500㎡を超えるもの ・高さが13mを超えるものもしくは地上3階以上の建物	
工作物	新築，増築，改築又は移転	煙突	高さ6mを超えるもの
		鉄柱，木柱等	高さ15mを超えるもの
		広告塔，記念塔，電波塔等	高さ4mを超えるもの
		高架水槽，物見塔，サイロ等	高さ8mを超えるもの
		擁壁，さく，堀	高さ2mを超えるもの
		アスファルトプラント等の製造施設，石油・ガス・穀物等の貯蔵施設，自動車車庫の用途に供する工作物，汚物処理場，ごみ焼却場など	
		太陽電池発電設備…出力10kw以上 かつ 面積1,000㎡以上	
		風力発電設備…出力20kW以上	
上記建築物・工作物の要件を満たすもの	外観変更を伴う修繕，模様替え，色彩の変更	全体見付面積の1/2以上のもの	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積が3,000㎡以上のもの	
土地の開墾等	土地の開墾，土石の採取，鉱物の採掘，土地の形質の変更	都市計画区域内は1,000㎡以上のもの 都市計画区域外は3,000㎡以上のもの	
木竹の伐採	木竹の伐採	地域森林計画の対象となっている森林で，3,000㎡以上のもの	
屋外における物件の堆積	土石，廃棄物，再生資源等の堆積	面積500㎡以上で高さが3m以上 かつ 仮置き期間が3か月以上	
屋外広告物	鹿児島県屋外広告物条例の許可が必要ないもの	高さが4mを超えるもの	

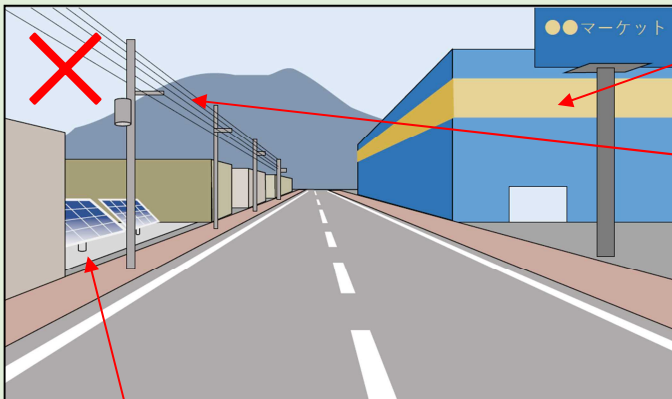
■届出の流れ



②景観形成基準

建物や工作物の高さ・色・デザインなど景観に配慮したものにしていく指針として、「景観形成基準」を設定します。事例や、色彩に関する基準などの詳細は「南九州市景観形成ガイドライン」に掲載しています。

■事例(山並みを背景とした街並み)



街中の太陽光パネルや堆積物等は
景観を阻害する要因に

電柱の移設や地中化の推進によ
り、ゆとりのある空間を創出

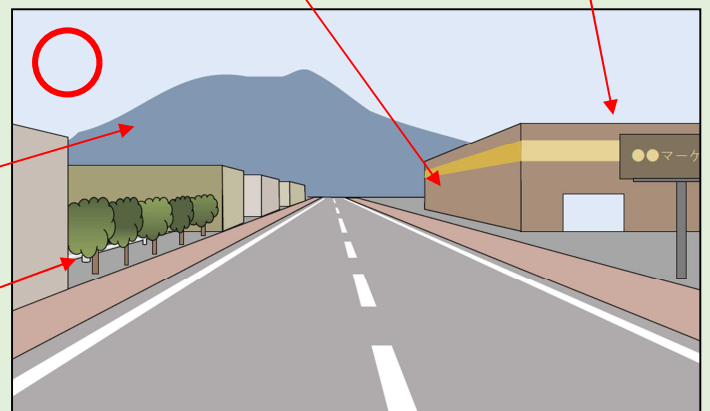
植栽により違和感を軽減
通りの雰囲気壊さない

色や高さが調和せず、目立つ。さらに道路との距離
がなく圧迫感を感じる

場所によっては、電柱(電線)が景観の妨げになる

建物を道路から後退させ、
高さも抑える

広告物も含め色調
を和らげる



■配慮していただきたい事項

外構・緑化

ごみ集積所等景観に影響する工作物等は、公共の場からできる限り見えないよう、遮蔽や周囲の緑化に努めましょう

色彩・素材

地域のまち並み景観と調和した色彩とし、突出した印象の色は避けましょう。また、自然素材も積極的に取り入れましょう

形態・意匠

建築物や工作物は、周辺の景観と調和した落ち着いたものとし、全体の調和が図られるよう配慮しましょう

配置・高さ

地域の景観を特徴づけている山、田畑や海、河川等への眺めと調和した配置や規模・高さとなるよう配慮しましょう

■市民・事業者・行政が協働して取り組み、みんなが愛着と誇りのある景観を！

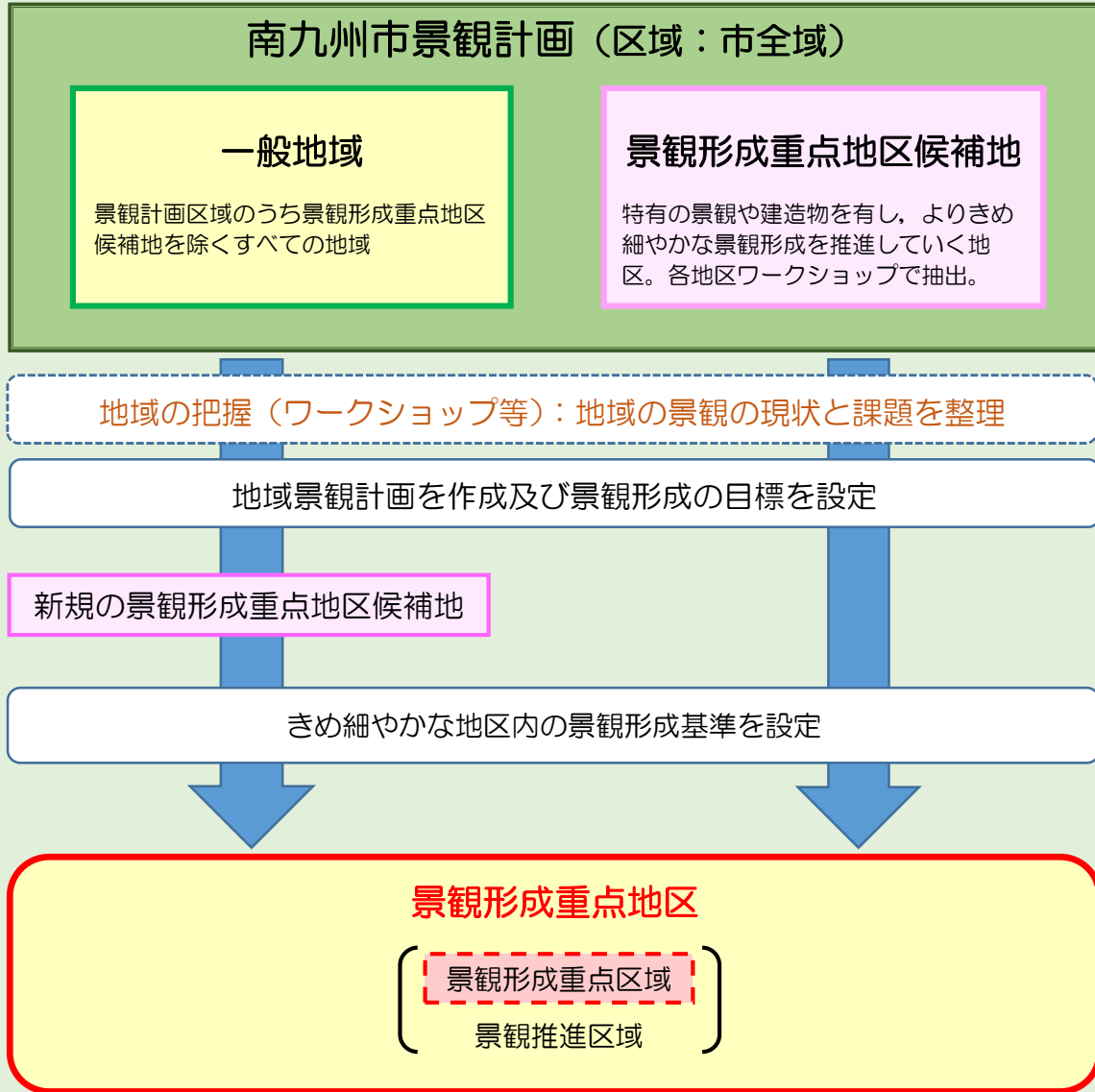


地域の良い景観資源を維持していくためには、住民単位等での計画的な清掃等も重要となってきます。

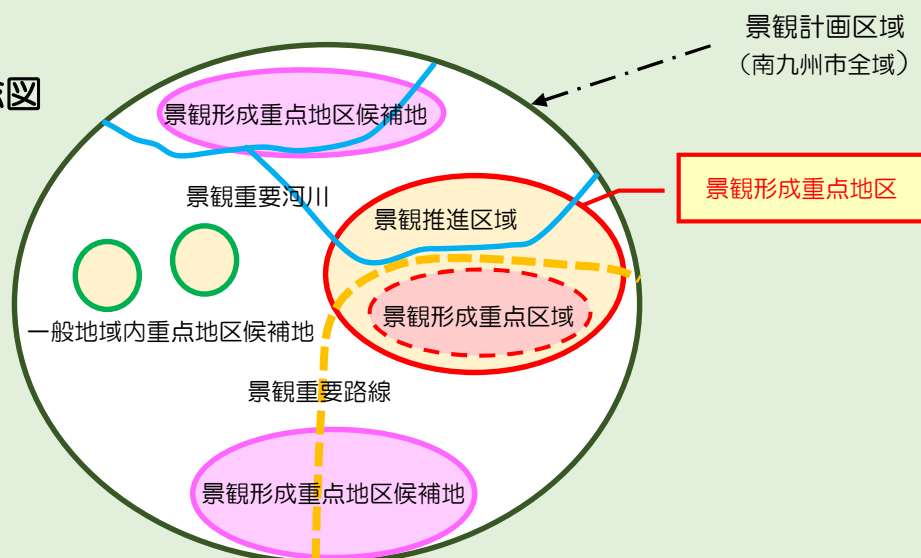
③景観形成重点地区等の指定

景観形成重点地区・・・地区（住民）レベルで、景観まちづくりの方針、景観形成基準等を住民の同意のもと決定し、きめ細かに建築物等の規制誘導を進めていく地区。

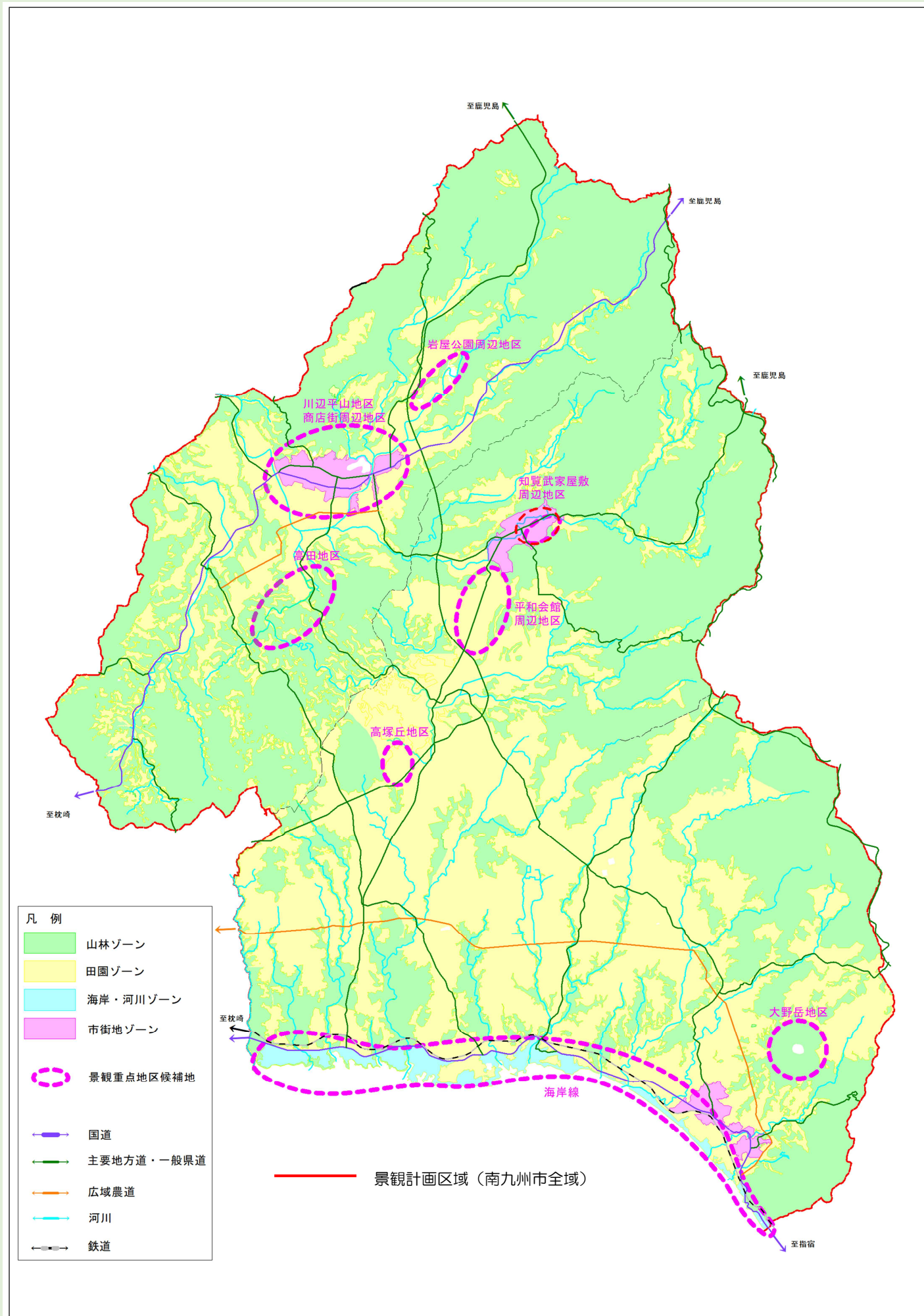
◆景観形成重点地区候補地・景観形成重点地区・景観推進区域 設定のフロー



地区設定概念図



■景観計画区域の指定と景観形成重点地区候補地位置図



■景観形成重点地区候補地(現在8地区)

今後、景観形成の機運が高まった地区においては、地域住民との合意形成を図りながら個別の地区計画を作成し、景観形成重点地区として、新たな景観形成基準等を設定していきます。

知覧武家屋敷周辺地区



伝統的建造物群保存地区を中心とし、麓集落の武家屋敷や庭園・石垣等のある地区で、歴史的景観を呈する地区

平和会館周辺地区



知覧特攻平和会館を中心とし、灯笼と桜並木、イチョウ並木、新興住宅が広がる地区。今後、住宅地等の整備が想定される

高塚丘地区(知覧)



高台にある展望台から、開聞岳や大野岳等周辺の山並み、広々とした茶畑の景観を眺望できる地区

大野岳地区(颯娃)



開聞岳や薩摩半島および屋久島等周辺の島々を眺望でき、海岸線を見下ろすことができる地区

海岸線(知覧町塩屋～颯娃町牧之内)



瀬平自然公園や釜蓋神社、番所鼻自然公園、開聞岳と東シナ海の眺望に黒松があり、風光明媚な海浜景観のあるエリア

岩屋公園周辺地区(川辺)



万之瀬川を軸としたレクリエーション施設の岩屋公園の親水景観や、清水の湧水等の水環境の景観、清水磨崖仏などの歴史的景観のある地区

川辺平山地区商店街周辺地区



県内三大市の川辺二日市を行う川辺地域の中心市街地の景観

高田地区(川辺)



永里川の自然景観や歴史的資源の景観が多くあり、平地部には集落と水田景観が広がる

④景観重要路線・景観重要河川の指定方針

景観重要路線は、14 路線と鉄道1 路線、景観重要河川は8 河川を指定候補路線等とし、今後良好な景観を形成する景観重点区間を設定します。

種別	路線名
国道	225 号
国道	226 号
地域高規格道路	南薩縦貫道
主要地方道	指宿スカイライン
主要地方道	穎娃川辺線
主要地方道	谷山知覧線
主要地方道	石垣加世田線
一般県道	石垣喜入線
一般県道	霜出南別府線
市道	上之口麓線
市道	清水古殿線
市道	野崎清水線
市道	木佐貫原上線
市道（広域農道）	鬼口大隣線
鉄道	J R 指宿枕崎線

種別	河川名
二級河川	万之瀬川
	野崎川
	神殿川
	永里川
	麓川
	大谷川
	加治佐川
	馬渡川



国道 226 線沿いのヤシ



大丸小学校前の大谷川

⑤景観重要建造物・樹木・公共施設の指定

本市の良好な景観形成にとって、地域のシンボルとなっているものや、歴史的・景観的に重要な建築物や樹木を保全していきます。地域からの推薦などにより、所有者と協議・同意を得た上、景観審議会の審査を経て指定されていくことになります。

※写真は地域のワークショップ等で候補として挙げられた箇所の一例です。

景観重要建造物



椎原病院



旧長谷小学校



武家屋敷入口のイチョウ



霜出小学校のケヤキ

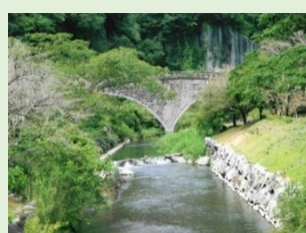
景観重要公共施設（道路や河川、公園）



せせらぎ公園



番所鼻自然公園



岩屋公園



上郡地区の清流溝

⑥景観づくりの推進に対する助成

1 景観推進事業補助金・・・重点地区の指定等に向けた活動への助成

対象者・・・景観づくり団体及び景観形成重点地区候補地の住民で構成された団体、又はこれを目指す団体、コミュニティ・プラなど地域の課題解決に自主的・持続的に取り組んでいる自治会等
(団体の構成は5人以上を原則とする)

対象事業・・・景観形成重点地区の指定に向けた会議の開催や調査活動／自主的なルール作成や景観に関する周知や広報活動／地域計画書作成(必須事項)に係る費用や外部専門家等の活用／団体で行う軽微な修景作業に係る燃料費や原材料費など(集落内での愛護作業や花苗代等は除く)

※人件費など恒常的な経費等は補助対象外

補助金額・・・上限20万円/年(継続して3カ年まで)

2 景観改善事業補助金・・・修景に係る工事費等への助成

■事業区分及び補助金額等

事業区分	事業の内容	限度額 (限度年数)	補助率	補助の 条件
景観阻害要因の解消 (遮蔽物の目隠し)	景観阻害要因となっている物件(空調室外機等)への囲い設置や板塀設置等による修景	10万円	1/2以内	A
自動販売機等の修景 (色彩や囲いの設置)	周辺景観に則した自動販売機本体の色合いの変更や木製の囲い等の設置による修景	10万円	—	A
景観スポットの整備 (木の植栽, ベンチ設置)	道路等公共に面する部分のベンチ等の設置, シンボルツリー(桜など)の植栽, オープンスペース等の整備	10万円/回 (連続する 3カ年を限度)	—	A
生垣の整備 (周辺景観との調整)	周辺景観に則した生垣の修繕, 樹勢回復, 樹形調整, 植え替え	30万円	1/2以内	A
外壁の色彩変更 (周辺景観との調整)	周辺景観に則した建築物・工作物等の色彩変更	10万円	1/2以内	B
眺望箇所の整備 (木竹等の維持・伐採)	視点場からの眺望を阻害している木竹の伐採及び刈込等による調整	20万円/回 (連続する 3カ年を限度)	—	A・C
屋外広告物の改修	屋外広告物の改修又は色彩の変更	10万円	1/2以内	B

補助の条件の解説

A・・・上記1の景観推進事業を活用して地域景観計画を作成した団体(景観づくり団体)等に限る。

B・・・市又は景観審議会が景観形成上の不適格物件と判断された建築物・工作物及び屋外広告物の所有者。

C・・・景観推進事業を活用していないが、南九州市景観計画に定めた景観重要路線(河川)の候補路線沿いの区域で、地域景観計画等を作成し、継続的な景観づくり活動が認められる団体等。

補助の要件

- ・公共の場から望見できる物件であること。
- ・南九州市景観計画及び景観形成ガイドライン等の景観形成基準を満たすものであること。

申請にあたっての注意事項

- ・3カ年継続して補助を受ける場合でも毎年度補助金申請してください。
- ・予算の範囲を超えた場合は申請できない場合や補助率が下がることがあります。なお、予算を超えた場合は景観形成重点地区等に指定された地域を優先いたします。
- ・必ず補助申請の前に市にご相談ください。